

My City Report for citizensにおける公開に関するガイドライン

第二版:2023/6/22 (本文書の内容は予期なく変更されることがあります)

My City Report for citizens(以下「MCR for citizens」といいます。)の開始にあたり、参加登録者(以下「レポーター」といいます。)のレポートについては、個人情報やプライバシーに関する事項を慎重かつ適切に取り扱うこととします。レポーターの皆様は、以下の公開ガイドラインをご確認の上レポートをされますようお願いいたします。

また、電話や手紙等のレポート以外でMCR for citizens参加自治体(以下「参加自治体」といいます。)に寄せられた通報等においても、担当課が、MCR for citizensで公開すると判断した場合は、以下公開ガイドラインが公開の基準となります。

【レポート公開ガイドライン】

MCR for citizensでは、下記「公開に適さない内容」が含まれないレポートをWebへ公開することとします。ただし、その公開に適さない内容が含まれる場合であっても、そのレポーターに断ることなく内容の加工修正を行うことや公開に適さない部分を除いた一部を公開する場合があります。なお、このガイドラインに照らし不適正なレポートを発見した場合は、参加自治体担当課又は下記事務局へご連絡ください。

公開に適さない内容

(1) 個人に関する情報

1. 個人情報
 - レポート 内容により個人が特定され又は 特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定することができる情報を含む)
2. 個人のプライバシーを侵害又は侵害する恐れのあるもの
 - 個人に関する情報の例
 - 氏名・住所・メールアドレス・識別可能な顔写真・表札・車のナンバーなど

(2) 不適切情報

- 公序良俗に反するもの
- 卑猥なもの
- 暴力的なもの
- 残忍なもの
- 犯罪及び犯罪を賛美・助長するもの
- 差別的なもの・差別を助長するもの
- 人の生命、身体又は財産保護等に反するもの
- 中立性を欠くもの
- 宗教に関するもの
- 反社会的なもの
- 知的所有権(著作権)・肖像権等他人の権利を侵害するもの
- 広告等商業目的のもの
- 告知、募集等とみなされるもの
- 地域課題に関するレポートとしてふさわしくないもの
- 画像が不鮮明なもの

- 位置情報が不正確なもの
- その他不適切な情報と判断されたもの

(3) 法令による規定

法律等の規定により公にすることができないもの

(4) 要望等

MCR for citizensの目的及び仕組みになじまない行政課題への要望（道路の新設、大規模な道路拡幅、バス路線の新設、公共施設の使用料の値下げ、騒音や異臭など写真付きレポートになじまないもの）

(5) 参加自治体区域外の案件

- 参加自治体区域以外のもの
- 民間企業、個人の資産等参加自治体の管理権限が及ばないもの（ただし、公共性の高い団体等 国・都道府県・その他公的団体等）に関する案件については、該当団体の了解を得られた場合には公開する場合があります。

(6) その他

その他運用者において不適切と判断されたもの

運営事務局

東京大学空間情報科学研究センター

所在地:千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号

一般社団法人 社会基盤情報流通協議会事務局

所在地:東京都渋谷区代々木1丁目10番5号 304号室

株式会社アーバンエックステクノロジーズ

所在地:東京都渋谷区渋谷1丁目12番2号 クロスオフィス渋谷706



導入・試行に関するお問い合わせ先: mcr-info@aigid.jp